

兵庫県ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書

自社が兵庫県ふるさと納税の協力事業者として採用されている期間中は、協力事業者として下記の事項を遵守することを誓約します。

また、下記の事項に違反した場合は、返礼品の取扱いを停止されても異存ありません。

記

- (1) 返礼品提案書に記載した返礼品の内容は真実に相違がないこと。また、返礼品等の変更が生じる場合は、変更が生じる日の1月前までに受託事業者へ報告し、指示に従うこと。
- (2) 返礼品等の取り扱い開始時期については、返礼品等の採択が決定したのちに、協力事業者と受託事業者で調整を行うこと。
- (3) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合には、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等の内容については受託事業者に報告すること。また、兵庫県は返礼品等の品質に関する保証や苦情対応について、一切の責任を負わない。
- (4) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。
- (5) 地場産品基準や食品表示法等各種法令に従った返礼品等を納品することの重要性を理解し、確実にこれらを遵守すること。
- (6) 審査の結果、返礼品に登録されなかった場合、または要項に基づき返礼品登録が解除された場合も、一切の異議を申し立てしないこと。
- (7) 自ら生産したもの以外の場合は、本県のふるさと納税の返礼品とすること等について生産者の同意を得ていること。
- (8) 上記各項の事由の有無等のため、兵庫県が行う調査（立入検査を含む）については、これに同意するとともに、兵庫県が調査に必要な書類の提出を求めた場合は速やかに従うこと。
- (9) 上記の他、寄附者への返礼品等の提供等は、本県ふるさと納税受託事業者との間にて取り決めの上、実施すること。
- (10) 虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは本要項に定める要件等に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本県に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本県より生じた損額の請求を受けることとする。

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

所在地：

事業者名：

代表職氏名：